

## 5. 水道水質管理

### (1) 水質基準等の改正について

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 4 条に定める水質基準については、平成 15 年の厚生科学審議会答申に基づき、最新の科学的知見に従い逐次改正方式により見直しを行っている。

内閣府食品安全委員会による最新の食品健康影響評価に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を改正し、ジクロロ酢酸に係る基準を「0.04mg/L」から「0.03mg/L」に、トリクロロ酢酸に係る基準を「0.2mg/L」から「0.03mg/L」にそれぞれ強化した（平成 27 年 4 月 1 日施行）。

現在のところ、水質基準項目については、平成 28 年 4 月に変更する予定のものはないが、水質管理目標設定項目の農薬類のうち、対象農薬リストに掲げる農薬のうち 6 物質の目標値の見直しを予定している。（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）

また、水質基準に係る検査法について、ホルムアルデヒドの検査法として誘導体化—高速液体クロマトグラフ法（LC 法）及び誘導体化—高速液体クロマトグラフ—質量分析法（LC/MS 法）を追加し、標準液及び混合標準液に関して国家計量標準にトレーサブルなものの使用を認めるため、検査方法に係る告示の改正を予定している（平成 28 年 4 月 1 日施行予定）。

### (2) 危機管理対応について

#### ① 「浄水処理対応困難物質」の設定について

平成 24 年 5 月に利根川水系で発生した大規模な断水を伴う水道水質事故は、水質基準項目であるホルムアルデヒドの基準超過が問題となった案件であったが、その原因物質であるヘキサメチレンテトラミンは、水道法に基づく水質基準の項目にも、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準の項目にも、水質汚濁防止法に基づく有害物質や指定物質（当時）にも該当していなかったが、浄水処理により水質基準項目のホルムアルデヒドを生成する物質であった。

このような事故の再発を防止するためには、ヘキサメチレンテトラミンと同様に浄水処理により副生成物として水質基準項目等を生成するような物質等を特定するとともに、それらの物質の水道水源への流入を防止する対策等を促すことが重要である。そのため厚生科学審議会生活環境水道部会等の議論を踏まえ、平成 27 年 3 月に水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に係る物質のうち人の健康の保護に関する項目に該当する物質を高い比率で生成することから、万一原水に流入した場合に通常の浄水処理では対応が困難な物質を「浄水処理対応困難物質」として新たに設定し、排出側での管理促進、水質事故把握の体制整備及びリスクの把握等を求める通知を発出した。水道事業者等においては、水質事故把握のための体制整備等についてご配慮をお願いする。

## ② 水質異常時における摂取制限等を伴う給水継続の考え方について

水道水は、飲用のみならず生活用水として使用されており、断水は市民生活に大きな影響を及ぼす。突発的な水質事故等により水質異常が生じた場合の対応については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号厚生労働省健康局水道課長通知）により示されているが、これに基づく対策を水道事業者が実施するにあたり、近年の水質事故の経験も踏まえ、断水による影響も考慮し、摂取制限等の対応を行いつつ給水を継続することを選択肢として適切に判断できるよう、考え方を示すための検討を行っている。

## ③ 水安全計画の策定促進等

「水安全計画」は、HACCP の考え方を水道へ導入し、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、世界保健機関（WHO）が提唱しているものであり、我が国においても、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理のトラブル、施設等の老朽化等、水道をとりまく様々なリスクが存在する中で、水道水の安全性をより一層高めるための手段として、その策定を推奨している。

水安全計画とは、具体的には水源から給水に至る水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水の供給を確実にするシステム作りを目指すものであり、その策定及び運用により水源のリスクの把握はもとより、把握したリスクに対応した施設・体制であることの確認、関係マニュアル類の見直し事項や施設整備に必要事項を抽出することが可能となる。

厚生労働省では、計画の策定を推進するため、平成 20 年 5 月に「水安全計画策定ガイドライン」を策定し、平成 23 年度頃までを目途に水安全計画を策定又はこれに準じた危害管理を徹底することが望ましいとして、水道事業者等や関係行政部局に通知するとともに、ケーススタディ等の共有を行ってきた。

しかしながら、平成 26 年 3 月末時点での上水道事業及び水道用水供給事業の水安全計画の策定状況を調査したところ、策定済は 13%、策定中は 6%にとどまっており、特に規模の小さい水道事業者等において策定が進んでいない状況であった。また、水安全計画を策定していない水道事業者等の中には、過去、水質事故に見舞われているにもかかわらず事故対策マニュアルが整備されていない水道事業者が多数存在していることも明らかになった。

水安全計画の策定をより一層促進するため、平成 27 年 6 月に、中小規模の水道事業者等の使用を念頭に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公開し、水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保を推進しているところ。未策定の水道事業者等においては、早期に水安全計画の策定又はこれに準じた危害管理の徹底による安全な水供給の確保に向けて検討を進めるようお願いする。また、策定済の水道事業者等においても、水安全計画が常に安全な水を供給していくうえで十分なものになっているかを定期的に確認し、必要に応じて改善を行うようお願いする。